

公募型プロポーザルの質問書に対する回答書

業務名：令和8年度東備西播定住自立圏形成推進協議会インフルエンサーを活用した圏域観光プロモーション業務

No.	資料	ページ	項目	分類	質問内容	回答
1	実施要領	P1	5 (1)	【1 類似業務実績の範囲】	参加資格に「本業務に類似する業務を地方公共団体から元請として完了した実績」とあるが、地方公共団体から元請として受託し完了した、地域の観光資源を活用する婚活・交流ツアーの企画運営業務は、インフルエンサーの招聘を含まない場合でも類似業務実績に含まれるのか。含まれるために必要な業務内容の範囲を知りたい。	類似業務実績には含まれません。 本事業における類似業務実績は、地方公共団体から元請として受託し完了した業務のうち、「インフルエンサーの招聘・起用（キャスティング、ディレクション、情報発信等）を伴う観光プロモーション業務」を対象としています。 そのため、婚活・交流ツアーや観光ツアー等の企画運営業務であっても、インフルエンサーの招聘を伴わない業務については、内容の範囲に関わらず類似業務実績としては認められません。
2	実施要領	P3	7 (1) ③ 様式3	【2 類似業務実績の確認資料】	実施要領では、契約書の写し及び招聘したインフルエンサーのフォロワー数・配信内容等の提出を求めている。 招聘を含まない業務が類似実績として認められる場合、契約書の写しと業務完了報告書等の成果品を提出することで、実績確認資料を充足するのか。追加で必要な資料があれば知りたい。	インフルエンサーの招聘を含まない業務については、類似業務実績として認められません。 したがって、インフルエンサーの起用を伴わない「契約書の写し」および「業務完了報告書」等の成果品は、実績確認資料に該当しません。
3	実施要領	P1、P7	5 (1) 、7 (1) ③ 様式3		契約書の写しに加え、既存の実績報告書のうち、起用したインフルエンサーのフォロワー数や配信内容等を確認できる必要部分を提出することで、今回求められる実績確認資料として認められるのか。 不足する記載項目や、追加で必要となる資料があれば知りたい。履行完了の確認について別途必要な資料がある場合は、ご教示ください。	【提出資料の範囲について】 ・契約書の写し（業務名、契約期間、契約金額、発注者・受注者名、業務概要等が分かる部分） ・実績報告書等の写し（仕様書や成果物の概要、起用したインフルエンサーのフォロワー数・配信内容等を確認できる部分） ※個人情報等の非公開情報は適宜マスキング等の対応をお願いします。 【履行完了の確認について】 ・専用の履行確認通知書が発行されていない場合、ご提出いただく契約書の写しおよび実績報告書（または仕様書・完了報告書等）の内容から、業務が完了していることが確認できれば充足するものと判断いたします。 別途追加の証明資料をご用意いただく必要はありません。
4	実施要領	P2			契約締結が令和8年12月上旬で、履行期間が令和9年2月末日となっている。特に紹介したい季節のコンテンツや場所、イベントなどはあるのか。	【特に紹介したいコンテンツや場所、イベント】 各市町の重点項目は以下のとおりです。イベントは特にありません。 （赤穂市） コンテンツ：坂越の牡蠣（冬の味覚） エリア：坂越地区、御崎地区 （備前市） コンテンツ：夕方から夜にかけての魅力（晩御飯や市内宿泊に繋がる飲食店・宿泊施設等）に焦点を当てた紹介。 エリア：伊部地区、日生地区 （上郡町） コンテンツ：「豊かな自然」や「歴史スポット」、「地元の食」を活かし、履行期間（冬期）の魅力を引き出す紹介。 エリア：特になし
5	仕様書	P1	5(1)	2 重視する成果と誘客対象	本業務の目的である認知度向上及び観光誘客について、今回特に重視する成果や、重点的に誘客したい地域・商圈があれば知りたい。	【特に重視する成果（観光課題の解決）】 当圏域の共通課題として、「日帰り観光にとどまり、滞在時間が短いこと」「飲食や宿泊などの観光消費が少ないこと」が挙げられます。 そのため、単なる日中の立ち寄りスポットの紹介ではなく、「夕方以降の滞在（晩御飯）」や「圏域内での宿泊」に繋がり、観光消費額を拡大できるようなプロモーションを強く期待します。 【重点的に誘客したい地域・商圈】 近隣の主要都市圏を基本としつつ、インフルエンサー自身のフォロワー属性（居住地や興味関心）を活かし、本事業の履行期間（冬期）に「車や鉄道で実際に訪れることができる商圈」をターゲットとして設定してください。

No.	資料	ページ	項目	分類	質問内容	回答
6	実施要領	P4		11プレゼンテーション審査について	プレゼンテーション審査はオンラインでの参加は可能か。	実施要領のとおり、指定会場での対面による審査を行います。
7	実施要領	P. 5, 13		【5 契約書案等の確認】	仕様書は契約書に定める事項と併せて適用するとされている。契約保証金、違約金、契約解除及び損害賠償等の条件を確認するため、適用予定の契約書案及び契約約款等がある場合は、事前に確認することは可能か。契約書案等を事前に提供できない場合は、これらの条件が定められた規程等の参照先を知りたい。	公募段階における事前配布資料としては、用意していません。契約締結にあたっては、赤穂市の財務規則および契約規則等の規定、ならびに一般的な自治体委託契約の例に準拠して取り交わすこととなります。
8	仕様書	P. 1-3				
9	仕様書	P1			目的が認知度向上とあるが、現状の認知度に関するマーケティングデータなどは観光部会様の方で持っているか。また、持っている場合、共有してもらえるのか。	持ち合わせていません。公開されている各市町の観光統計データや、各種観光・SNS動向等の一般的なマーケティング情報、あるいはこれまでの類似業務やご知見等を活用の上、効果的なご提案をご検討ください。
10	仕様書	P1			インフルエンサーの選定について、人数の上限や下限などはあるのか。	仕様書等において特に上限や下限の人数指定（制限）は設けていません。 提案上限額（700,000円）の範囲内において、ターゲット層（20代～40代のファミリー・カップル層）に対して最も効果的かつ効率的な影響力が期待できる人数を、事業者様のご裁量によりご提案ください。 ※1名で大規模な発信力を狙うアプローチや、複数名で異なる切り口から発信するアプローチなど、自由な発想に基づくご提案をお待ちしております。
11	仕様書	P1	2	目的	これまでの情報発信事業における課題はあるか。	インフルエンサー側との調整不足により、PRしたい事項のズレがありました。
12	仕様書	P1	5(1)	インフルエンサーの選定	「フォロワー数又は登録者数が3万人以上であること」とあるが、SNSの総フォロワー数が3万人以上でよいのか。それとも、特定の1つのSNSで3万人以上であることが必要条件なのか。	特定の1つのSNSアカウントにおいて、フォロワー数（または登録者数）が3万人以上であることが必要条件となります。複数のSNSアカウントのフォロワー数を合算した数値では要件を満たさないものとします。
13	仕様書	P1	5(1)ア		「フォロワー数又は登録者数が3万人以上」とは、InstagramやYouTube等のいずれか一つのSNS媒体において3万人以上であれば条件を満たすという認識でよいのか。	
14	仕様書	P1-2	5(1)-(4)	1 インフルエンサーの起用人数	インフルエンサーの起用人数について、複数名の起用は必須であるのか。仕様書に示された条件を満たし、圏域各市町を最低1回ずつ巡り、契約期間中に最低4回配信することを含め、十分な効果が見込まれる場合、1名だけの起用による提案もよいのか。	複数名の起用を必須とするものではありません。 1名だけの起用であっても、仕様書に示されたフォロワー数等の条件を満たし、圏域各市町を最低1回ずつ巡り、契約期間中に最低4回配信することをはじめとする業務内容を確実に遂行し、十分な効果が見込めるのであれば、1名だけの起用によるご提案も可能です。 提案上限額（700,000円）の範囲内において、最も効果的かつ魅力的な発信ができる体制（1名または複数名）をご検討の上、ご提案ください。
15	仕様書	P1-2	5(2)		観光スポット等の訪問、撮影、取材、体験等を行う際、委託者から各市町や関係施設等への事前の協力依頼・連絡調整を行っていただくことは可能か。	委託者である赤穂市・備前市・上郡町にてサポート・調整を行うことが可能です。 取材予定の観光スポットや施設等が決定した段階で、各市町の担当窓口を通じてスムーズに現地への連絡や撮影許可等の調整が行えるようバックアップいたします。
16	仕様書	P1-2	5(2)		本業務で使用する動画・写真等の素材について、インフルエンサーが過去に撮影・制作し、既に保有している素材を使用することは可能か。また、新規撮影した素材と過去に撮影した素材を組み合わせで投稿することも可能か。	インフルエンサーが過去に撮影・制作した素材のみを用いて新規の配信・投稿を行うことは、本業務の趣旨（新たに現地の魅力や体験を伝えること）に照らし合わせ、原則として認められません。 新規撮影素材と過去素材の組み合わせについては、本業務の契約期間中にインフルエンサー自身が実際に圏域へ足を運び、新規に撮影・取材等を行った素材を主たる構成要素としつつ、補足的な位置づけとして過去の素材を一部組み合わせで効果的な動画を制作・配信することにつきましては妨げません。 ただし、あくまでも「本業務において新たに実施する訪問・撮影・体験」に基づいた魅力発信であることが必須となりますので、企画提案にあたっては新規の撮影・取材計画を明確に記載していただきますようお願いいたします。
17	仕様書	P2	5(3)		1回のSNS投稿において、赤穂市・備前市・上郡町の複数市町をまたいで観光スポット等を紹介することは必要か。それとも、市町ごとに分けて紹介することも可能か。	最低4回の配信が必須であるため、「複数市町をまたいだ圏域の紹介」と「市町ごとの単独での紹介」を想定しています。

No.	資料	ページ	項目	分類	質問内容	回答
18	仕様書	P2	5(4)		「契約期間中に最低4回は配信すること」とありますが、配信回数について、Instagramのフィード投稿、リール投稿、YouTube等への投稿は、それぞれ1回として計上するという認識でよいのか。また、同一のコンテンツを複数のSNS媒体へ投稿した場合、それぞれを1回として計上することは可能か。	Instagramのフィード投稿、リール投稿、YouTube動画投稿などは、それぞれ独立したクリエイティブとして制作・発信されたものに限り、各1回として計上します。
19	仕様書	P2	5(4)	1 配信回数の算定	仕様書の「契約期間中に最低4回は配信すること」について、同一の動画をInstagram・TikTok・YouTube Shortsなど複数のSNSへ投稿した場合、各媒体への投稿をそれぞれ1回として算定できますか。それとも、内容の異なる投稿を4回以上制作・配信する必要がありますか。	同一コンテンツの複数媒体への投稿（転載）についてまったく同一のコンテンツを、複数のSNS媒体にそのまま重複して投稿した場合は、「1回」としてカウントします。媒体ごとに回数を重複して計上することは認められません。
20	仕様書	P2	5 (3) (4)	【3 配信内容の公開維持期間】	契約期間中に最低4回配信する条件について、配信した投稿・動画を契約終了後も公開し続ける必要がある場合、求められる公開維持期間をご教示ください。契約終了後の公開維持について指定がない場合は、その旨をご回答ください。	公開維持期間の指定はありません。 ただし、本業務の目的が「圏域への興味・関心を高めるとともに観光誘客につなげていくこと」であるため、契約終了後も可能な限り継続して公開していただくことが望ましいと考えております。 ※なお、契約終了後の投稿の削除や非公開化、あるいは二次利用等に関する詳細な取り決めが必要な場合は、優先交渉権者決定後の協議事項とさせていただきます。
21	仕様書	P2	6	3 成果指標と計測方法	効果検証について、仕様書6に記載されたSNS指標に加え、実来訪・圏域内周遊等の計測を必須とするか、また、指定する成果指標・目標値・計測方法があるかをご教示ください。	実来訪や圏域内周遊の直接的な数値計測は、必須ではありません。 また、成果指標・目標値・計測方法の指定はありません。
22	仕様書	P2	6 (4)	5 納品データの範囲と形式	仕様書6 (4) の成果品について、SNS掲載用の完成画像・動画に加え、未編集の撮影素材や編集用プロジェクトデータの納品も必要でしょうか。必要なデータの範囲・形式をご教示ください。	本業務における成果品は、仕様書6 (4) に記載のとおり、SNS掲載用の完成画像・動画（および指定されたレポート等）を基本としております。 未編集の撮影素材や編集用プロジェクトデータの納品は原則として必須とはしていません。
23	仕様書	P2-3	8		成果品の「無期限で随時利用」及び「関係機関への提供など二次的な利用」について、委託者及び関係機関が利用できる媒体・目的・方法等の具体的な範囲をご教示ください。	成果品の二次利用およびインフルエンサーの肖像・氏名等の利用につきましては、以下のとおり想定しております。 1. 利用目的 赤穂市、備前市、上郡町および関係機関による観光振興・PR・誘客促進を目的とした広報活動全般。 2. 具体的な利用範囲・媒体等 媒体・用途： 公式ホームページ、SNS、観光パンフレット・ポスター等の印刷物、デジタルサイネージ、有料Web広告、報道機関や関連団体への素材提供 利用期間： 無期限で随時利用 再編集： 目的の範囲内における色調補正、サイズ変更、テロップ追加等の再編集・加工 3. インフルエンサーの肖像・氏名等について 上記の二次利用範囲および無期限の利用において、インフルエンサーの肖像・氏名等についても同様の条件で継続利用できる許諾を含めていただく必要がございます。 各事業者様におかれましては、上記すべての権利処理や条件が発生することを前提として、インフルエンサーやクリエイター側との契約条件を調整・担保のうえ、ご提案・お見積りをお願いいたします。
24	仕様書	P2-3	8 (1)(2)	4 成果品の二次利用と肖像等の利用許諾	成果品の二次利用について、有料広告への使用、再編集、関係機関による利用を含め、想定する利用媒体・用途・提供先の範囲をご教示ください。また、インフルエンサーの肖像・氏名等についても、同範囲で無期限の利用許諾を得ることが必要でしょうか。	
25	仕様書	P3	10 (6) (7)	【4 不測の事態による中止時の費用負担】	悪天候や交通機関の運休等、受注者の責めに帰さない事由により、委託者との協議を経て観光体験を中止し、履行期間内の代替実施も困難となった場合、既に発生したインフルエンサー招聘費、交通・宿泊の取消料等の費用負担及び委託料の取扱いについて、ご教示ください。	詳細な条件や精算方法については、優先交渉権者決定後の契約締結に向けた協議において取り決めることとします。

以上